

公益財団法人 東南アジア文化友好協会
留学生寮寮則

第1章 総則

(寮の名称)

第1条 公益財団法人東南アジア文化友好協会の留学生寮を次の通りとする。

- (1) 東南アジア文化友好協会 久米川寮

(寮の目的)

第2条 この寮は、東南アジア諸国との文化交流を通じて国際相互理解の促進及び開発途上にある東南アジア諸国の教育と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(寮の事業)

第3条 この寮は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 精神文化を基盤とした東南アジア諸国との文化交流
 - (2) 東南アジア諸国の戦争孤児留学生の受け入れ及びその支援
 - (3) 東南アジア諸国の留学生に対し技術取得、技能訓練等の機会を提供し支援する事業
 - (4) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び東南アジア諸国等において行うものとする。

第2章 外国人留学生等に対する寮施設の管理及び運営等

(入寮資格)

第4条 寮に入寮できる資格を有する者は以下の者とする。

- (1) 日本で大学及び大学院に在籍する留学生
- (2) 日本語学校等に在籍する来日して間もない語学研修生等
- (3) 専門学校に在籍する専門学校生
- (4) 技術取得、技能訓練等を目的とする技能実習生等
- (5) 寮長及び当法人が特に問題なしと認めた者

(入寮期間)

第5条 寮生の入寮期間は原則として2年とする。尚、契約更新は状況により例外的に可能とする。但し、寮を多くの留学生等に利用の機会を与えるため、4年以上の入寮期間は不可とする。

(入寮募集及び申請)

第6条 入寮を希望する者は、電子公告、ホームページ、当財団機関紙、その他広報での募集の際に募集要項に沿って寮長に入寮申請を行うものとする。

(入寮許可)

第7条 入寮の許可においては留学生寮規約(別紙)に沿って選考を行い、寮長及び当法人理事会において承認されるものとする。所定の契約書(別紙)において契約後、効力を発する。

(入寮取消及び退寮処分)

第7条 寮長は、入寮者が次のいずれかに該当する場合、入寮及び在寮の許可を取り消すことができる。

- (1) 第4条の各号のいずれかに該当しなくなった場合。
- (2) 寮費等を3ヶ月以上滞納した場合。
- (3) 入寮申請時に提出した書類に重大な虚偽の記載があった場合。
- (4) 入寮時に契約した所定の契約(別紙)が守られない場合。
- (5) 留学生生活を送るに足る心身又は健康上の問題が発生した場合。

(寮生の部屋への立ち入り)

第9条 寮生の部屋に当該寮生以外の者が立ち入る場合は寮長の許可を得るものとする。

(寮生の遵守事項)

第10条 寮生は留学生寮規約(別紙)に従うものとする。

(設備の破損等)

第11条 寮生は寮の施設及び付帯設備等を破損又は紛失した場合、速やかに寮長にその旨を伝えるものとする。

- 2 故意又は重大な過失により寮の施設及び付帯設備等の損害を生じた場合はその損害を賠償するものとする。

(期間満了による退寮)

第12条 寮生は第4条に規定する入寮資格を失った場合には速やかに退寮を行うものとする。尚、期間満了前の退寮希望においてはやむを得ない場合に限り2ヶ月前に申告するものとする。

(退寮手続)

第 13 条 寮生は退寮時に部屋の引き渡しを行うとともに寮費等を清算するものとする。

2 寮長は退寮にあたって部屋の施設、設備及び備品の点検を行うものとする。

3 前項の結果、部屋の施設、設備及び備品に故意又は重大なる過失による損害が生じた場合には第 11 条 2 項の規定を準用するものとする。

(その他)

第 14 条 この留学生寮寮則に定めるもの以外に必要な事項は別に定めるものとする。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

附則

1. この寮則は令和 2 年 2 月 1 日より施行する。
2. この寮則の施行日以前より入寮している寮生については、この寮則に則って入寮を許可されたものとする。

公益財団法人 東南アジア文化友好協会
代表理事 大野 克美